

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

(2) 諮問第1号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求  
について

資料1 諮問第1号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張  
等について

資料2 審査請求の制度について

令和3年8月31日

健康福祉局

## 諮問第 1 号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

### 1 審査請求に至るまでの経過

令和 2 年 7 月 29 日 本市は、審査請求人に対し、相続収入があったことを理由に、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 63 条の規定に基づき、費用返還額 1,142,136 円の決定を行った。

令和 2 年 9 月 18 日 本市は、審査請求人に対し、生活保護費返還金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

令和 2 年 9 月 25 日 審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

令和 2 年 9 月 28 日 審査請求人は、生活保護費返還金を納付した。

### 2 審査請求人及び処分庁の主張

#### (1) 審査請求人の主張

相続が発生していることを知らなかった期間に受給した生活保護費に係る返還金について延滞金を課すのは、不当である。

#### (2) 処分庁の主張

本件処分は、令和 2 年 9 月 28 日、審査請求人が本件処分により納付を求められた生活保護費返還金を納付したことにより消滅した。

### 3 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和 3 年 3 月 2 日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

#### (1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

#### (2) 理由

ア 審査請求人は、本件処分に係る生活保護費返還金を納付したことにより、その納付義務は消滅しているが、本件処分が有する法的効果として延滞金を徴収される地位にあることから、本件処分の取消しを求める法律上の利益が消滅したとはいえない。

イ 本件処分は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、川崎市債権管理条例（平成 25 年川

崎市条例第42号)第5条及び川崎市債権管理規則(平成26年川崎市規則第18号)  
第4条の規定に基づき、適法かつ妥当になされたものである。

## 審査請求の制度について

### 1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消を求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

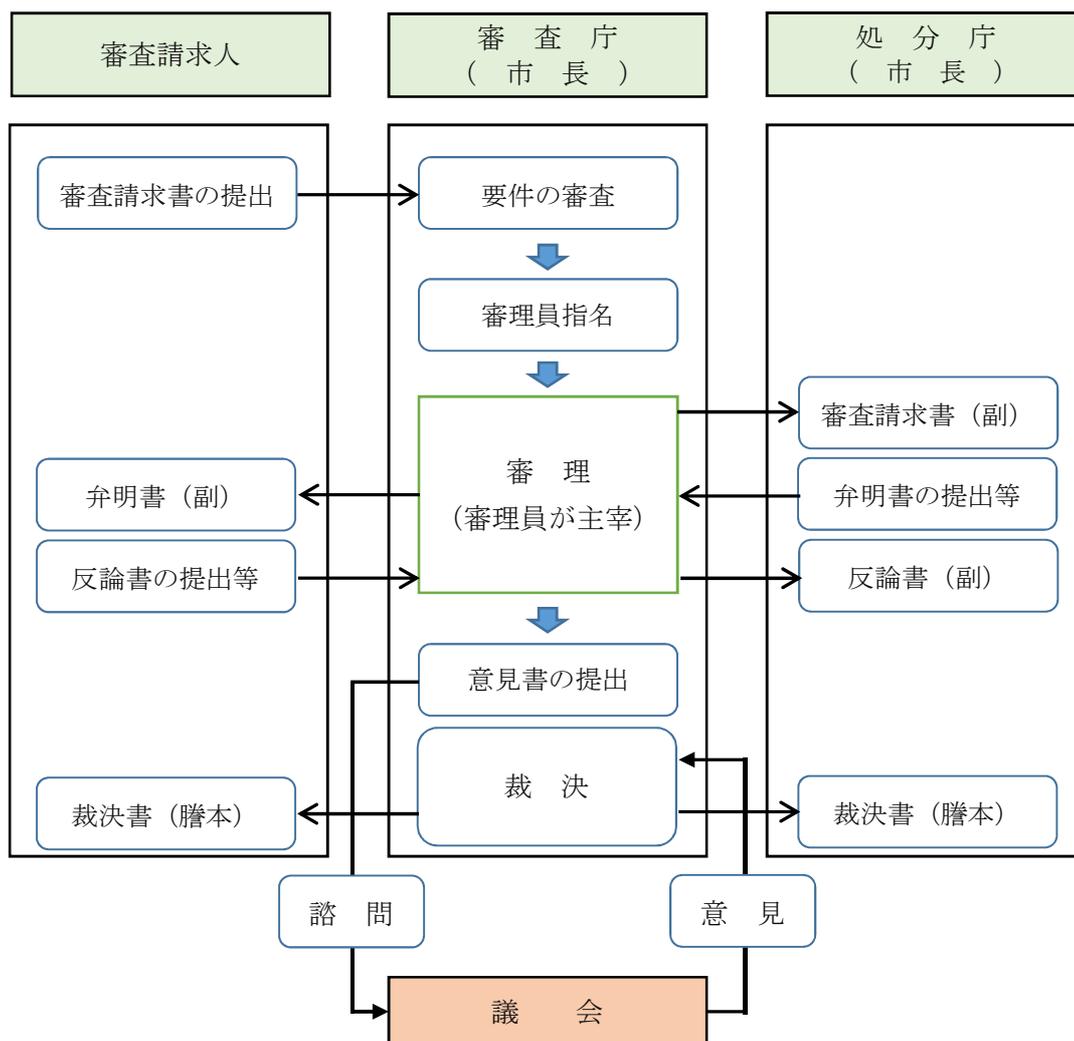
今回の審査対象である生活保護費返還金の督促に関する処分については、地方自治法第231条の3第7項の規定により、審査請求がされた場合には、議会へ諮問をした上、裁決をしなければならないことから、議会へ諮問を行うものである。

### 2 対象

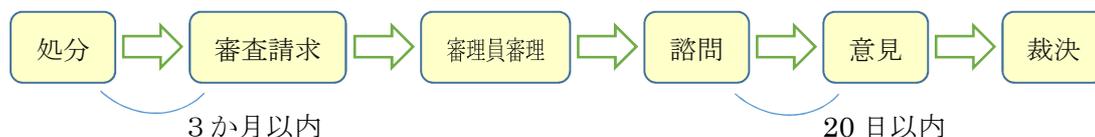
行政庁が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、生活保護費返還金の督促に関する処分に対して審査請求がされている。

### 3 手続



#### 4 期間



#### 5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法又は不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法又は不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

#### 6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされている。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされている。

#### 7 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6か月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3か月を経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。